## 佐賀県告示第24号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成29年1月20日から平成29年2月20日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員メー	延長メー
		後の別	トル	トル
一般国道	鹿島市大字重ノ木字松角甲	後	38.7~	100.0
207 号	250 番地先から		10.0	
	鹿島市大字重ノ木字川良篭甲			
	1番7地先まで			
	鹿島市大字重ノ木字松角甲	前	32.0~	100.0
	250 番地先から		8.0	
	鹿島市大字重ノ木字川良篭甲			
	1番7地先まで			